

中城村新型コロナウイルス感染症対策事業者支援金 申請受付要領

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中城村内で活動する事業者向けに、支援金を給付しその経営を支援します。

2. 交付対象者

- (1) 中城村に主たる事業所を有する企業及び個人事業者（フリーランス含む）
- (2) 中城村外に主たる事業所を有しているが、中城村内に居住しており、令和元年 12 月末日までを期限とする本村の公的義務（村民税等）の納付が果たされている事業者

3. 給付額

1 事業者あたり一律 3 万円

4. 申請受付期間

令和 2 年 6 月 1 7 日（水）から同年 8 月 3 1 日（月）

※ 8 月 3 1 日（月）の消印有効

5. 申請手続き等

本支援金の申請手続き及び申請に必要な「中城村事業者支援金交付申請書兼請求書（以下「申請書兼請求書」という。）の入手方法は以下のとおりです。

(1) 申請方法

中城村商工会で申請を受け付けています。

ア) 商工会窓口で直接申請の場合

※ 感染防止の観点から、地区ごとの受付期間を設けています。（別紙）

電話予約を行ったうえで、窓口にお越しください。

中城村商工会（〒901-2406 中城村字当間 1 4 0 - 5）

受付時間：9 時から 1 7 時まで（土日・祝日は除く）

TEL：098-895-2136

イ) 郵送の場合 ※ 8 月 3 1 日（月）の消印有効。簡易書留等郵便物の追跡ができる方法がおすすめです。

（郵送先）

〒901-2406
中頭郡中城村字当間 1 4 0 - 5
中城村商工会

(2) 申請書兼請求書の入手方法

ア) 中城村商工会もしくは中城村役場の窓口で入手できます。

① 中城村商工会

受付時間：9 時から 1 7 時まで（土日・祝日は除く）

TEL：098-895-2136

② 中城村役場 2 階 産業振興課

受付時間：9 時から 1 7 時まで（土日・祝日は除く）

TEL：098-895-2163

イ) 下記HPより申請書のダウンロードができます。

<http://www.nakagusukuor.jp/> (中城村商工会HP)

<https://www.vill.nakagusuku.okinawa.jp> (中城村HP)

6. 申請時必要書類

以下の(1)から(3)までの資料を提出してください。必要に応じて追加資料の提出及び説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

(1) 申請書兼請求書

(2) 振込先が確認できる通帳の写し

(3) 事業所の営業実態等の確認書類 (中城村商工会員の場合は不要)

ア) 法人の場合

① 前事業年度確定申告別表一の控え (税務署の收受日付印の押印があるもの)

② 法人事業概況説明書の控え

イ) 個人事業主の場合

① 2019年確定申告書第一表の控え (税務署の收受日付印の押印があるもの)

または市町村民税申告書類の控え (税務署の收受日付印の押印があるもの)

ウ) 上記書類が提出できない場合は、電気・水道・ガス等の領収証、不動産賃貸に関する書類、店舗宛て郵便物等の営業実態が確認できる書類を2種類以上提出してください。

ただし、令和2年1月以降のものに限ります。

7. 支給の決定

本支援金の要件に合致することを申請書等により確認のうえ支給します。申請書の不備がなく、追加書類の提出や内容確認の連絡がない場合には、申請書受理日から15日程度で入金できる見込みです。

8. 通知等

申請書類の審査を行い、本支援金の交付の可否を支援金交付(不交付)決定通知(ハガキ)により通知します。

9. その他

・本支援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、申請者は、本支援金を返還していただきます。

・本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、中城村は検査、報告または是正のための措置を求めることがあります。

(別紙)

申請期間	地 区
6月17日(水) ～6月30日(火) (6月23日除く)	・伊集・和宇慶・南浜・北浜 ・津覇・奥間・浜
7月1日(水) ～7月10日(金)	・安里・当間・屋宜 ・添石・伊舎堂
7月13日(月) ～7月22日(水)	・泊・久場・登又・新垣
7月27日(月) ～8月7日(金)	・北上原・南上原
8月11日(火) ～8月31日(月)	予備日